



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2018年2月8日

名勝奈良公園における2地区の整備活用事業に関する提言

奈良県知事殿
奈良県教育委員会殿

日本イコモス国内委員会
委員長 西村 幸夫

奈良県が名勝奈良公園内の吉城園周辺地区および高畑裁判所跡地で計画を進めている整備活用事業について、日本イコモス国内委員会には、会員からの懸念表明とイコモス本部からの内容照会がありました。2018年1月6日に日本イコモス国内委員会事務局において奈良県担当者から内容説明を受けたうえで対応を検討した結果、日本イコモス国内委員会は、以下のように提言します。なお、この提言書は公表を予定しています。

私たちは、奈良県当局が事業にあたってこの提言を十分参考にしていただくよう希望します。

本事業の計画は、歴史的な地割・各屋敷構えの継承、風致景観を構成する歴史的建築物の外観、土塀等の境界要素および重要な樹木の保存が計画されていること、新築の計画建築物が歴史的風致景観との調和に努めていること等から、名勝指定地における文化財保護法の現状変更許可は概ね理解できるものであり、加えて世界遺産条約のオペレーショナル・ガイドラインの緩衝地帯に関する記述に照らしても、大きな齟齬はないものと判断できます。

しかし、この事業は名勝指定地、歴史的風土特別地区、風致地区および世界遺産の緩衝地帯において、県が民間事業者の参入を得て大規模な現状変更行為を主導するものであることからすると、一般的な文化遺産の保存・活用の事業に比べてよりいっそう強い模範性や公共性が求められます。

こうした観点から、以下の4項目について提言します。

- 1) 民間事業者の参入を得て文化遺産の保存をはかること自体は、必ずしも否定すべきことではありませんが、この事業が貴重な国民的財産である奈良公園の保存・維持・管理にどのように役立つのか、国民、県民、市民の理解を得るにはいまだ説明が不十分です。10年の事業期間終了後の維持・管理の計画についても明確に示すことが必要です。また、土地の借料など、この事業による県の収益は奈良公園の保存・維持・管理に直接役立つ特別会計として運用するなど、本事業の効果が一般によく理解できる制度的な枠組みをつくることを提案します。
- 2) 計画の宿泊施設等が都市公園内で認められる便益施設として位置づけられ、これが名勝の現状変更許可の判断根拠のひとつになっています。しかし、都市公園の便益施設はあくまで一般公園利用者にとって容易にアクセスできる施設であるはずですが、計画書や説明の限りでは、計画されている宿泊施設は一般公園利用者に公開される区

域や期間が少なく、便益施設としての位置づけがわかりにくくなっています。日常的に公開する範囲を拡大するとともに、日常的には公開がむずかしい施設内であっても運用の工夫によって一定の公開ができるよう、手段や方法を示すことを希望します。

- 3) 計画区域内の歴史的建造物・庭園・樹木の保存について、計画書の記述が曖昧で具体的な内容が不明確です。歴史的建造物についてはいずれも十分な調査と価値付けがなされておらず、具体的な保存計画もないままで、文化財指定がされていない建物については、歴史的な外観を構成する部材さえ失われてしまう懸念があります。これらが適切に保存・整備されることによって、この事業計画全体の価値がより高まるという観点にたつて、事業が慎重に進められることを希望します。
- 4) 現在、事業は基本設計の段階であると聞いていますが、できるだけ速やかに文化財専門家による適切な調査と再評価、保存・整備のための技術的な指導が受けられる体制づくりが求められます。文化財の保存修理等に経験と蓄積を持つ県文化財保存課職員も含めた総合的な庁内体制を組むことも早急に必要とされます。このような体制を整備した上で、奈良県が2地区における事業の監督や指導を厳正に行い、文化財の保護、世界遺産及びバッファゾーンの保全、都市公園の適正な管理等についての責任を引き続き適切に果たされることを希望します。

尚、日本イコモス国内委員会は、専門家集団として必要な場合は、協力する用意があります。

〈お問合せ先〉

日本イコモス国内委員会事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
岩波書店一ツ橋ビル 13F 文化財保存計画協会気付
FAX: 03-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org